

サンホセ日本人学校 安全マニュアル

「最悪を想定して、最善を尽くす」



2025年4月

目 次

| | | |
|----|---------------------------------|--------------------|
| I | 教職員の心得 | |
| 1 | 日常生活での安全対策 | 2 |
| 2 | 学校での安全対策 | 2 |
| 3 | 緊急連絡する場合、初めに伝えること | 3 |
| II | 非常事態が生じた場合 (地震・火災・バス・テロ・感染症) | |
| 1 | 分担と対応 | 4 |
| 2 | 基本的な対応 | 4 |
| 3 | 非常事態（地震発生の場合） | 5 |
| 4 | 非常事態（火災発生の場合） | 6 |
| 5 | 非常事態（バスの事故・強盗の場合） | 7 |
| 6 | 非常事態（テロリストや不審者による暴動の場合） | 8 |
| 7 | 非常事態（感染症発生の場合） | 10 |
| 8 | 非常時に使用するスペイン語 | 11 |
| 9 | スクールバス 事故経過報告書 | 13 |
| 10 | 文部科学省への報告様式 | 14 |
| 11 | サンホセ日本人学校 緊急時の対応 | 16 |

I 教職員の心得

- 教員の安全配慮義務...教員は児童生徒の安全を保持し、危険を予知した場合は、それを事前に除去し予防する義務がある。
- 災害やテロなど予期せぬ事態が発生したときは、迅速・安全に適切な場所（学校等）に集合し、実態把握、負傷者救助、保護者、大使館や文部科学省への連絡に努めなければならない。

1 日常生活での安全対策

- ① 緊急連絡カード・セドラー・パスポートのコピーを常に携帯する。
- ② 自家用車のガソリンは常に半分以上入っている状態を保つ。
- ③ 単独車両での長距離移動をなるべく控え、単独移動の際は十分に気を付ける。
- ④ セントロ、コココーラ地区（バスターミナル地区）など、危険と言われている場所にはなるべく近づかない。
- ⑤ 夜間の行動は、なるべく控えるとともに、周辺の状況を考慮し、自家用車やタクシーを使うなど安全に配慮する。
- ⑥ 屋外の歩行中には、カメラやスマートフォンを見えるようにして持ち歩かない。万一、強盗・盗難等の被害に遭っても、抵抗せず、生命の安全を第一にする。

2 学校での安全対策

- ① グアルダ（警備員）は、学校関係者以外の者が校地内に入るときは、金属探知機を使用して持ち物を検査し、身分証明書の番号と氏名を記録する。
- ② 児童生徒下校後、速やかに安全点検担当場所の教室等の施錠、窓閉めをする。
- ③ すべての教室は、毎日南京錠とドアロックの二重鍵とする。
- ④ 貴重品（学校備品・私有物）は、人目につく場所に放置しない。
- ⑤ スクールバス利用の仕方や災害時の対応について、児童生徒に指導しておく。
- ⑥ 携帯用無線機（トランシーバー）と無線機（職員室設置、大使館とJICAが受信）の使用法に習熟しておく。

※無線機（大使館・JICA事務所直通）について

場所：職員室右奥の棚

使い方：電源は常に入っている状態なので、マイクのボタンを押しながら話すことができる。話し終わったらボタンを放して相手からの応答を待つ。

※警報機について

場所：職員室入ってすぐの右の柱と警備員小屋

使い方：【アラームセット・解除】

1. 暗証番号を入力する。

使い方：【部分解除】

1. EXCを押す。
2. 暗証番号を入力する。
3. 解除するエリアの番号を入力する。（1の場合は01のように、2桁で入力）
4. ENTRARを押す。

※一度に一か所しか解除できないので複数箇所解除するときは繰り返す。
～各番号と場所～

- | | | | |
|-----------------|-------------------|----------------|-------|
| 1. 校長室 | 2. 職員室 | 3. 会議室 | 4. 入口 |
| 5. 非常ボタン（運動場出口） | 6. 非常ボタン（校舎入口） | | |
| 7. 非常ボタン（職員室） | 8. 非常ボタン（校長室） | | |
| 9. 理科室 | 10. 非常ボタン（美術室前廊下） | 11. 非常ボタン（体育館） | |
| 12. コンピュータ室と技術室 | 13. 美術室と音楽室 | 14. 家庭科室 | |
| 15. バドミントン協会倉庫 | 16. 図書室 | | |

※監視カメラについて

校内16箇所に設置、モニターは職員室と守衛室に設置し監視をする。

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1 入口ゲート前駐車場・道路監視用 | 2 歩行者・車両通用口監視用 |
| 3 入り口電動扉監視用 | 4 玄関側駐車場監視用 |
| 5 正門監視用 | 6 道路側植込み監視用 |
| 7 中学部側コーヒー園監視用 | 8 講堂監視用 |
| 9 中庭（パティオ）監視用 | 10 小学部教室前廊下監視用 |
| 11 音楽室前・体育館入り口監視用 | 12 屋外遊具施設監視用 |
| 13 運動場北東側監視用 | 14 運動場北西側監視用 |
| 15 体育館内部監視用 | 16 体育館用具庫監視用 |

3 緊急連絡する場合、初めに伝えること

- ① 学校名 LA ESCUELA JAPONESA
- ② 所在地 BARRIO LOS COLEGIOS、 DE COLEGIO DE FARMACEUTICOS 50m
AL ESTE、 MORAVIA
(モラビア ロス コレヒオス地区 薬剤師協会から50m 東)
- ③ 学校の電話番号 2235-9528
- ④ 連絡者氏名 自分の職名と氏名
- ⑤ 通報の概要 「いつ」、「どこで」、「なにが」、「どうなった（被害の状況・児童の安否）」、「だれが（犯人の人相、車種、逃走方法等）」

警察・消防 911

救急病院 Hospital Clinica Biblica (2257-0466)

II 非常事態が生じた場合（地震・火災・バス・テロ・その他）

1 分担と対応

| 役割 | 担当者 | 発生時の対応等 |
|------|--|--|
| 本部 | 校長（教務、現地採用教員） （不在の場合）教務→3年目→2年目→1年目教員 | 全体の状況把握、統括および指揮 保護者・大使館・文部学省への連絡指示 大使館の「緊急時 FM ラジオ（88.5）」の受信 |
| 通報連絡 | 現地採用教員 （不在の場合） 教務→3年目→2年目→1年目教員 | 警察（911）と大使館（2232-1255）への通報、 校内緊急放送 電話対応 |
| 対応 | 職員室在室の派遣教員 （不在の場合） 校長と現地採用教員 | 侵入者対応と隔離 災害・事件の情報収集と報告 非常持ち出しの搬出 |
| 避難誘導 | 授業中の派遣教員 （不在の場合） 校長と現地採用教員 | 避難場所、経路の指示 児童生徒の誘導 児童生徒の点呼と安全確保 |
| 救護 | 保健主事 （不在の場合） 校長、現地採用教員、派遣教員 | 負傷者の確認 負傷者の応急手当 救急車同乗および到着先からの連絡 |

2 基本的な対応

- ① 対策本部を設け、事態に応じた適切な指示を出す。
- ② 児童生徒の安全確保を優先し、その後、安否の確認をする。
- ③ 校長に報告し、正しい情報を一本化する。
- ④ 関係諸機関へ連絡する。連絡は無線、携帯電話、メールを使う。
- ⑤ 非常持ち出し物品

連絡網・児童生徒名簿（生徒カード） 医薬品（救急バック） ハンドマイク
懐中電灯 安全マニュアル 携帯電話 毛布 マスターキーケース

| 連絡先 | 連絡手段 | 電話番号 | メールアドレス |
|--------|--------------|------|---------|
| 大使館 | 無線 電話・メール | | |
| 運営委員長 | 電話・メール | | |
| 日本人会会長 | 電話・メール | | |
| バス委員 | 電話・メール | | |

3 非常事態（地震発生の場合）

（1）児童生徒に関わる基本的な行動内容

①教室：机の下などに隠れる。

児童生徒が机の下にすばやく確実に身を隠すなど、頭部保護に重点をおく。

体育館：すぐに近くの出入り口から運動場（グラウンド）に避難する。

校庭：運動場（グラウンド）に避難する。または建物や壁から離れ中央に集まる。

パティオ：運動場（グラウンド）に避難する。または建物や壁から離れ中央に集まる。

その他：パティオ、校庭が近いときはそちらに、教室の中なら教室の机の下へ避難する。

②放送の指示に従う。

③ゆれが収まったら避難経路に沿って→より近い通路から避難場所（運動場・パティオ）へ避難する。

④「お・か・し・も・ち」の約束（おさない かけない しゃべらない もどらない ちかづかない）を徹底させる。

⑤人員確認後、校長へ報告する。

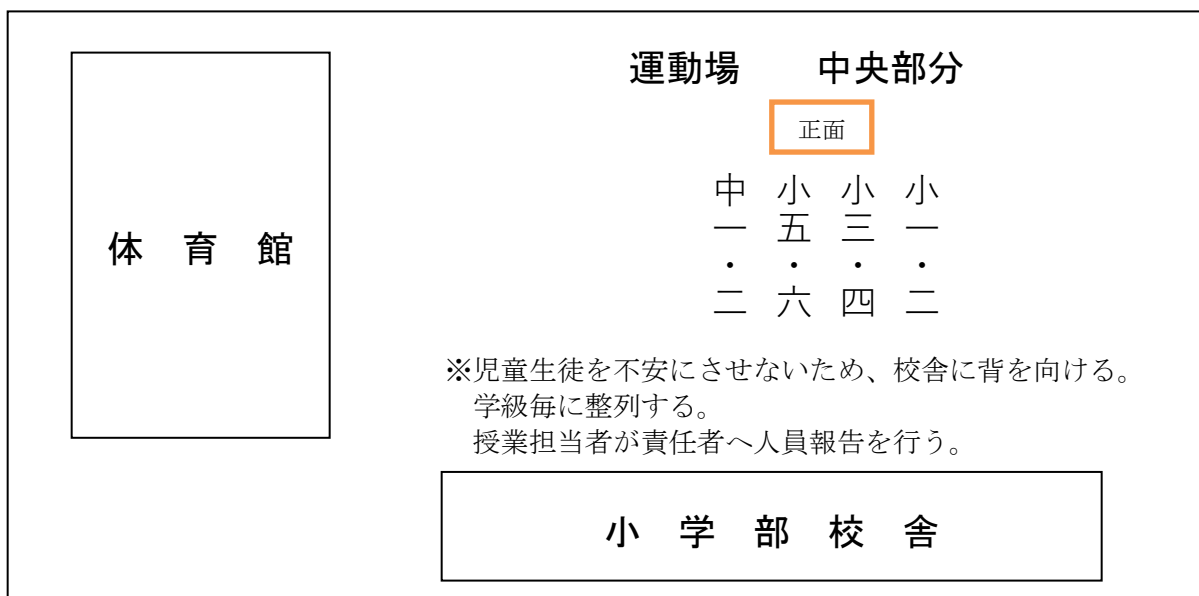
※授業時間外の場合…放送による避難の指示後、残留児童の確認・巡回をする。

○ 講堂に接する教室など 小学部1～6年担任（武野・木村・風間）

○ 図書室から体育館など 中学部担任 （久保）

⑥関係諸機関へ連絡する。

（2）集合場所 原則として運動場とする。（激しい雨天時は体育館）



(3) 放課後、土日、長期休業中に大規模地震が発生した場合

- ① 地震発生後の初動を明確にしておく。
 - ア 家族の安否を確認して、校長に通報する。
 - イ 家族に重傷者がいれば、その介護を優先する。
 - ウ 車がつかえれば、学校に集合する。(深夜の場合は、集合時間等を校長に確認する。)
 - エ 学校に集合できない場合は、その旨校長に伝える。
 - オ 任国外に旅行している場合は、早急に帰国する。
 - カ 集合後、対策本部を組織し、役割を分担する。
保護者連絡、被害実態調査、大使館と文科省へ通報、負傷者がいれば救急対応
- ② 自宅にいる児童生徒の安否確認をする。
 - ア 全家庭に電話またはメールで連絡する。
 - イ 電話もメールもつながらない場合は、近くであれば徒歩で自宅まで行く。
- ③ 職員同士の連絡体制の確保
 - ア 職員の自宅は、原則ビジャハデとする。(徒歩で連絡を取り合うことができる。)
 - イ 長期休業日は、職員の動静がわかるように黒板に掲示しておく。
 - ウ 電話がつかえれば、任国外先のホテル等に電話して、帰国するよう伝える。
- ④ 電話もメールもつながらない場合
 - ア 最終集合場所を校長住宅とする。
 - イ 校舎が崩落して危険な場合は、校長住宅を本部として対応する。

4 非常事態（火災発生の場合）

火災発見者は、近くにいる教員に伝えるとともに、直ちに避難放送をかける。原則は、校長に情報を伝え、校長の指揮下で避難誘導を開始するが、校長の指示がなくても、1秒でも早く避難放送をすることに重点を置く現地採用教員またはスペイン語の話せる教員は、消防署への連絡をする。

(消防署への通報は、警備員、清掃婦等の現地スタッフに依頼してもよい)
(大使館には無線と電話の両方で通報する)

(1) 児童生徒に関わる、基本的な行動内容

- ① 放送の指示に従う。
 - ② 避難経路に沿って避難場所（運動場・パティオなど）へ避難する。
 - ③ ハンカチなどで口と鼻を覆って避難する。
 - ④ 「お・か・し・も・ち」の約束
(おさない かけない しゃべらない もどらない ちかづかない) を徹底。
 - ⑤ 人員確認後、校長へ報告する。
 - ⑥ 関係諸機関へ連絡する。
- ※ 授業時間外の場合・放送による避難の指示後、残留児童の確認・巡回をする。
- 講堂に接する教室など 小学部1～6年担任（武野・木村・風間）
 - 図書室から体育館など 中学部担任（久保）

(2) 集合場所

原則として運動場とする。(地震の場合と同様)

5 非常事態(バスの事故・強盗の場合)

(1) 日常の運行について

【保護者】

- ・下校時の乗車変更がある場合は、連絡帳などで保護者が学級担任に伝える。
- ・スクールバス乗降時は、保護者(家族など)が付き添う。
- ・スクールバス運営上の責任は、保護者全体が負う。(バス運行規約)

【学校】

- ・日常の利用方法、座席について、定期的に指導を行う。
- ・運行に大幅な遅れがある場合、学校から保護者へ連絡をする。
(10分間の遅れを目安に、学校一斉メールを使って保護者へ連絡する)
- ・バス担当者は、バスの運行に際し、バス委員との連携を密にする。
- ・運転手との連絡は、現地採用教員及びバス運営会社が行う。
- ・乗車変更について、保護者から連絡があった場合はバス担当者に伝える。
- ・バス担当者は変更があった場合、バス運転手にその日の運行について確認する。

【運転手】

- ・安全運転につとめる。
- ・非常事態の際は、携帯電話などですぐに学校に報告し、適切な行動をとる。

(2) 座席

- ・座席は指定された場所に座る

(3) 児童生徒に関わる基本的な行動内容

- ・勝手に窓の開閉を行わない。
- ・座ってシートベルトをする。
- ・さわがない、あわてて外に出ない。

(4) 事故が起これば

【児童生徒は、自分の身を守る】

- ① 頭を守りながら、中央向きに身をかがめる。
- ② 運転手や上級生の指示に従う。
- ③ 車から降りる時は、原則何も持たない。
- ④ 車から離れて安全な場所に集まる。
- ⑤ リーダーが、携帯電話で学校に連絡する。

【学校は、速やかに以下の行動をとる。】

- ① 対策本部を設置する。
- ② 携帯電話を使い、バス側(代表児童生徒)と連絡を取り合う。

- ③ 関係諸機関（P. 3）へ連絡する。
- ④ 必要に応じて、職員を複数で事故発生場所へ向かわせる。
- ⑤ 保護者への引き渡しを確実に行う。
- ⑥ 報告書を作成する。

6 非常事態（テロリストや不審者による暴動の場合）

【基本的な考え方】

- 拳銃等殺傷能力の高い武器を持っていると想定して対応する。
- 特に、テロリストが侵入した場合は、児童生徒の殺傷を目的としていると想定する。
- 一瞬の判断と行動が、生命を左右するので、迅速で冷静沈着な対応が必要となる。
- 児童生徒へは、直ちに身を守る行動がとれるように訓練しておく
- 児童生徒の不安を助長させないだけでなく、危機に臆することなく自らの判断で適切な行動をとらなければならない。
- 教員の方で児童生徒の安全を守り抜くことはできない。教員は武器を持っていないし、そのような敵に対抗する訓練もしていない。子どもを安全に避難させることを第一と考える。

（1）児童生徒に関わる基本的な行動内容

「伏せる 隠れる 逃げる」を徹底する。

- ① 突然銃声などが聞こえたら床に伏せ、近くの物陰に身を寄せる。
- ② 先生や放送の指示があればそれに従う。
- ③ しゃべらず、より安全な場所に隠れるまたは逃げる。
侵入者から見えない位置に遠ざかる。
- ④ 騒いだり、侵入者を刺激したりしない。

（2）事前に侵入を予知できた場合（侵入していないとき）

- ① 対策本部を設置する。
- ② 警察・大使館に通報し、保護を求める。
その後、関係方面（P. 4）保護者へ連絡する。
- ③ 放送等で全員を講堂（職員室をパニックルームに指定）などに集める。
- ④ 本部の指示で担任は児童生徒を誘導する。
- ⑤ 保護者に直接引き渡す。

（3）突然の侵入（授業中）の場合

- ① 侵入者が正門側の場合の移動場所…体育館、運動場、図書室
- ② 侵入者が裏門側の場合の移動場所…講堂、校門前、職員室
- ③ 授業担当者の判断による避難行動を開始する。
（避難・誘導か、待機か。まとまってか個人個人か。）
- ④ 警察と大使館に連絡する。
警察には ○○○○・・・スペイン語でどのように連絡するか言葉を入れておく。大使館には無線と電話で連絡する。

（4）突然の侵入（授業時間外）の場合

放送での指示ができないことが予想され、児童生徒の自主的な判断で行動させ

ることになる。担任は、児童生徒の掌握につとめ、本部の指示に従い避難誘導する。→クラス単位を意識すると避難行動が遅れる。教員は、子どものいるところに駆けつけて、その子どもたちを一斉に非難させるほうが、よりリスクを軽減させることになる。

【麻薬常習者と思われる侵入者の場合】

- ① 説得は通用しない。職員が近寄って対応することも危険である。
 - ② 拳銃や刃物を持っているかの確認をする。
 - ③ 侵入者から離れるように児童生徒を誘導する。
 - ④ 警察に通報する。（理由の如何を問わず、挙動不審者の侵入は通報）
- ※ 警備員が不審者を校地内に入れないように日頃から連携しておく。（最も大切）
- ・身分証明書（セドラー）の提示を求める。
 - ・酒に酔っているような場合など受け答えが不信な場合は中に入れず、校長または職員に連絡するよう指導しておく。

（５）学校外（近隣）で爆破・暴動・銃撃戦等が発生した場合

- ① 発生を知り得た教員は、情報を校長に通報する。（不確かな情報でよい。）
- ② 校長は、第一報を職員と大使館に通報し、併せて情報の収集に努める。
- ③ 近隣児童生徒、職員家族の安否を確認する。
 - ・連絡の取れない家庭へ、どうやって安否確認するかまで検討する。
- ④ 校長は、大使館の助言を基に、外出禁止など、状況に応じた必要な指示を出す。
 - ・職員を学校に招集できるかを判断する。
 - ・職員を招集できない場合の連絡方法はメール、電話とする。
 - ・メールも電話もつながらない場合は、安全を配慮しつつ自宅まで赴く。
- ⑤ 対策本部を設立し、併せて運営委員長と連絡を取り、臨時休校等の必要性について検討する。
 - ・臨時休校とするかどうか。
 - ・臨時休校期間をいつまでとするか。
 - ・その連絡体制をどのようにとるか。
 - ・臨時休校にした場合の問題点について検討し、その解決策を協議する。
- ⑥ 事件の概要を、大使館（領事）と文部科学省に報告する。（報告用紙は15ページ）

7 非常事態（長期的な感染症発生の場合）

※文部科学省による「学校で児童生徒や教職員の新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合の対応ガイドライン（令和5年度改訂版）」を参考

【基本的考え方】

令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の位置づけが「2類相当」から「5類」に変更された。

1. 臨時休業の実施

（1）臨時休業の実施する場合の考え方

- ・児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、運営委員会で検討の上、学校の全部又は一部の休業を実施する。また、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断した場合にも、学校の全部または一部の臨時休業を行う。これらについては、感染した児童生徒等や教職員の学校における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況及び感染経路の明否を踏まえて判断する。
- ・コスタリカ政府より、教育機関を閉鎖するよう指示があった場合は、それに従い臨時休業とする。

（2）臨時休業を行う場合の留意点

- ・学校の全部を休業とする場合、休校期間中において定期的に児童生徒等の心身の健康状態を把握する。その際、保護者だけでなく、児童生徒本人とも直接電話等で会話するなどして、児童生徒等の状況を的確に把握する。

2. 学習指導等

（1）臨時休業等に伴い登校できない児童生徒への学習支援

- ・臨時休業等により児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、学校が指導計画等を踏まえながら、教科書及びそれと併用できる紙の教材、テレビ放送、オンライン教材・動画、同時双方向型のオンライン指導等を組み合わせた家庭学習を課すとともに、電話や電子メールの活用等を通じて教師による学習指導や学習状況の把握を適切に行い、児童生徒等の学習を支援する。

（2）ICTの活用

- ・平常時における一律の各種ICT活用ルールにとらわれることなく、家庭環境やセキュリティに留意しながらも、まずは家庭のパソコンやタブレット、スマートフォン等の活用、学校の端末の持ち帰りなど、あらゆる機器や環境を最大限活用する。そのために、家庭の通信環境について至急把握する。

3. その他

(1) 教職員の勤務

- ・教職員本人が罹患した場合や、発熱等の風邪症状により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には病気休暇の取得や在宅勤務、職務専念義務の免除により学校へ出勤しないようにする。

(2) 学校再開後における児童生徒等の心身の状況の把握、心のケア等

- ・学校再開後においては、学級担任や保健主任を中心としたきめ細かな健康観察やストレスチェック等により、児童生徒等の状況を的確に把握し、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応する。

8 非常時に使用するスペイン語

(1) 侵入者・加害者がよく使うスペイン語

－原則犯人の指示に従う。抵抗しない。－

- 動くな No se muevan(ノ セ ムエバン)
- 手を挙げろ Manos arriba(マノス アリバ)
- 静かにしろ Silencio(シレンシオ)
- しゃべるな No hablen(ノ アブレン)
- 並べ En una fila(エン ウナ フィラ)
- 逃げるな No escapen(ノ エスカペン)
- 手を頭の後ろに組め Las manos en la cabeza(ラス マノス エン ラ カベサ)
- 見るな No miren(ノ ミレン)

(2) 緊急時の電話対応で使うスペイン語

- 不法侵入 Incursión Ilegal(インクルシオン イレガール)
- 強盗 Robo(ロボ)
- 火災 Incendio(インセンティオ)
- 地震 Temblor(テンブル)
- 警察を呼んで下さい
Mándeme la policía, por favor. (マンデメ ラ ホリシア ホール ファホール)
- 救急車を呼んで下さい
Mándeme la ambulancia, por favor. (マンデメ ラ アンブランシア ホール ファホール)
- 消防車を呼んで下さい
Mándeme los bomberos, por favor. (マンデメ ロス ボンベロス ホール ファホール)

(3) スクールバス交信時のスペイン語

- | | |
|-------------|--|
| ○ 衝突 | Choque (チョケ) |
| ○ わずかな | Poquito (ポ°キート) |
| ○ 強い | Fuerte (フエルテ) |
| ○ バス強盗 | Asalto de Microbús (アサルト テ° ミクロブ°ス) |
| ○ バス乗っ取り | Secuestro de Microbús (セクエストロ テ° ミクロブ°ス) |
| ○ パンク | Pinchazo (ピ°ンチャソ) |
| ○ 交通渋滞 | Presa de Trafico (フ°レサ テ° トラフィコ) |
| ○ 怪我人はいますか? | ? Hay heridos? (アイ エリト°ス) |
| ○ 助けが必要ですか? | ? Necesita ayuda? (ネセシタ アシ°ユタ°) |
| ○ どこにいますか? | ? Dónde está? (ト°ンテ° エスタ) |
| ○ 今すぐ行きます | Yo llego ahorita (ジ°ヨ ジ°ェコ° アオリタ) |

【学校の住所】

BARRIO LOS COLEGIOS, DE COLEGIO DE FARMACEUTICOS 50m AL ESTE, MORAVIA

(モラビア ロス コレヒオス地区 薬剤師協会から50m 東)

TEL 2235-9528

FAX 2236-3159

10 文部科学省への報告様式

(1) どのようなときに報告するのか

- ア 児童生徒及び職員とその家族の生命に関するような事故が発生したとき、またその恐れがあるとき
- イ 本マニュアルに記載してあるような自然災害、テロ等日常生活に大きな影響が出ると判断されるような場合
 - ・ 人身に関わる事態
 - ・ 教育課程遂行上、重大な支障が生じるおそれがある事態
 - ・ 施設設備の管理上、重大な支障が生じるおそれがある事態
 - ・ その他、重大な支障が生じるおそれがある事態

(2) どのように連絡するのか

- ア 報告用紙に記載してメールまたはFAX（校長室）で送信する。（下記参照）
- イ あて名は「文部科学省 総合教育政策局 国際教育課 宛」とする。

(3) 校長がいない場合の連絡方法

- ア 上記の内容に該当する場合は、校長不在または校長に連絡が取れない場合でも躊躇なく連絡すること。
 - ・ 校長代理は、教務→3年目→2年目→1年目教員→講師の順とする。
- イ 不十分な内容でも、不確実な内容でもよい。その旨を記載して報告する。

<国際教育課連絡先>

- 電話：+81-3-6734-3562（直通）／+81-3-5253-4111（代表）内線 3562
- FAX：+81-3-6734-3711
- E-mail：zaigai@mext.go.jp

（急を要する場合は、メール・FAX 以外に、必ず電話で一報願います。）

※急を要する場合で、休日や時間外等で上記に連絡がつかない場合、下記に連絡願います。

24時間ホットライン (TEL：+81-90-1420-6056／mail：zaigaihot@docomo.ne.jp)

在外教育施設緊急連絡票

| | | |
|--------------------------------|--|----------------|
| 連絡日時 | 年 月 日：令和 年 月 日 () | |
| | 現地時刻：午前午後 時 分 / 日本時間：午前午後 時 分 | |
| 連絡者 | 施設名 [サンホセ日本人学校] | 日本人学校 補習授業校 |
| | 所在国 [コスタリカ共和国] ・地域 | |
| | よみがな 氏名 [] 校長/教頭 その他 [] | |
| 電話(FAX)： _____ () 国番号 市外局番 | | |
| 連絡内容 | ・緊急事態の種類：暴動・災害・事故・その他 () <概要> ◇発生日時(現地時間) 令和 年 月 日 () 時 分 (AM PM) | |
| | () ※報告日現在の児童生徒数：小学部 名 中学部 名 計 名 ・在外施設への影響 <ul style="list-style-type: none"> － 派遣教員・家族 (無事 ・ 確認中 ・ その他) － 児童生徒・家族 (無事 ・ 確認中 ・ その他) － 施設・設備 － 休校・早期下校 (月 日) (実施済 ・ 検討中 ・ 実施しない) ・現地公館との連絡 時 分頃() 総領事館 と 連絡済 ・ 未連絡 大使館 ・現地公館からの指示 ・その他特記事項 | |
| 受付者※ | ※ (文部科学省記入) | |

1.1. サンホセ日本人学校 緊急時の対応(校外発生時)

